

事 務 連 絡

平成24年8月31日

厚生労働大臣認可
(すべての市(保健所設置市は除く)) 水道事業者 御中

厚生労働省健康局水道課

専用水道等の権限移譲にかかる積極的な協力・連携について

水道行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力をいただき御礼申し上げます。
昨年、専用水道及び簡易専用水道の権限移譲が「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第105号)によって定められ、厚生労働省健康局長通知「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行等について」(平成23年8月30日付け健発0830第10号)及び厚生労働省健康局水道課長通知「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律における留意事項等について」(平成23年11月18日付け健水発1118第1号)により、専用水道及び簡易専用水道の権限をすべての市に移譲すること等について周知したところです。また、上記通知のなかで、飲用井戸等の衛生対策についてもすべての市が実施することとしております。

事務の移譲にあたっては、都道府県水道行政担当部局をはじめ関係機関において体制整備の取組みを進めているところですが、貴水道事業の部局において担当する場合は、平成25年4月1日までに円滑な移譲ができるよう万全な体制を整備していただくとともに、現在までに移譲される市の担当部局が決定していない状況も見受けられますので、貴水道事業の部局において担当しない場合であっても、円滑な移譲のため、積極的に協力・連携していただきますよう、ご協力をお願いいたします。

本件問い合わせ先

厚生労働省健康局水道課 水野、日村

電話 03(5253)1111 内線4010、4014